



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目 次

### ○ 選挙管理委員会告示

- 31 和歌山県議会議員一般選挙の期日
- 32 選挙長等の住所及び氏名
- 33 投票用紙の様式
- 34 選挙長にする届出の受理場所
- 35 選挙公報に掲載する掲載面の紙面の大きさ等
- 36 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等
- 37 ポスター等の撤去
- 38 選挙会の場所等
- 39 候補者1人につき支出することのできる金額の制限額
- 40 開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第31号

和歌山県議会議員一般選挙を平成19年4月8日に行う。  
平成19年3月30日  
和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

### 和歌山県選挙管理委員会告示第32号

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名は、次のとおりである。  
平成19年3月30日  
和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
和歌山市	森本明雄	和歌山市久保丁2丁目46番地	諸木良介	和歌山市内原1109番地
海南市・海草郡	寺下智昭	和歌山市本渡389番地の5	西川隆治	岩出市西国分603番地の2
橋本市	小島大	橋本市高野口町応其443番地の42	前田敏孝	伊都郡かつらぎ町笠田東857番地の1
有田市	岡室寛造	海南市下津町青枝572番地	太田年栄	和歌山市岩橋1646-60
御坊市	清水誠二	有田郡湯浅町湯浅1558番地の10	坊岡和美	日高郡由良町阿戸1001番地の33
田辺市	福田辰朗	田辺市神子浜二丁目6番12号	中村吉晴	田辺市宝来町16番9号
新宮市	上野陽一郎	新宮市磐盾2番57号	金澤勤	新宮市木ノ川473番地の4
紀の川市	中前隆文	伊都郡かつらぎ町新田128番地の2	露詰勤	紀の川市貴志川町長山277番地の123
岩出市	福本一夫	和歌山市小雑賀87番地	筒井陽子	和歌山市善明寺727番地の12
伊都郡	北村幸蔵	和歌山市栗栖184番地	森下文代	伊都郡かつらぎ町背ノ山35番地
有田郡	中野明彦	海南市七山1259番地	高垣洋彦	有田郡有田川町吉原967番地
日高郡	山中和好	日高郡印南町印南原566番地の1	古谷孝之	有田市糸我町中番240番地の1
西牟婁郡	庄司充生	田辺市明洋二丁目24番27号	山中宏夫	田辺市明洋一丁目18番9号
東牟婁郡	谷田伸	新宮市新宮3717番地の15	田堀国浩	新宮市新宮457番地の8

### 和歌山県選挙管理委員会告示第33号

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成19年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男


**原議会議員一般選挙**

候補者氏名

候補者氏名

平成十九年執行  
和歌山県議会議員一般選挙投票

〈注意〉  
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。



**点字投票**


県議会議員一般選挙

候補者氏名

候補者氏名

平成十九年執行  
和歌山県議会議員一般選挙投票

〈注意〉  
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。



備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、うす桃色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

平成19年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

選挙区	場所
和歌山市	和歌山県庁 本館3階 選挙管理委員会室
海南市・海草郡	和歌山県庁 南別館5階 海草振興局 総務室
橋本市	伊都振興局 1階 総務室
有田市	有田振興局 2階 総務室
御坊市	日高振興局 2階 総務室
田辺市	西牟婁振興局 3階 総務室
新宮市	東牟婁振興局 2階 総務室
紀の川市	那賀振興局 2階 総務室
岩出市	那賀振興局 2階 総務室
伊都郡	伊都振興局 1階 総務室
有田郡	有田振興局 2階 総務室
日高郡	日高振興局 2階 総務室
西牟婁郡	西牟婁振興局 3階 総務室
東牟婁郡	東牟婁振興局 2階 総務室

ただし、平成19年3月30日に限り、届出等の受理場所は、次のとおりである。

選挙区	場所
和歌山市	和歌山県庁 北別館4階 第1・第2委員会室
海南市・海草郡	海南市役所 5階 第1委員会室
橋本市	伊都振興局 3階 大会議室
有田市	有田振興局 3階 大会議室
御坊市	日高振興局 別館2階 大会議室

選挙区	場所	日 時
和歌山市	和歌山県庁	平成19年3月30日午後6時
海南市・海草郡	海南市役所	平成19年3月30日午後6時
橋本市	伊都振興局	平成19年3月30日午後6時
有田市	有田振興局	平成19年3月30日午後6時
御坊市	日高振興局	平成19年3月30日午後6時
田辺市	西牟婁振興局	平成19年3月30日午後6時
新宮市	東牟婁振興局	平成19年3月30日午後6時
紀の川市	那賀振興局	平成19年3月30日午後6時
岩出市	那賀振興局	平成19年3月30日午後6時
伊都郡	伊都振興局	平成19年3月30日午後6時
有田郡	有田振興局	平成19年3月30日午後6時
日高郡	日高振興局	平成19年3月30日午後6時
西牟婁郡	西牟婁振興局	平成19年3月30日午後6時
東牟婁郡	東牟婁振興局	平成19年3月30日午後6時

田辺市	西牟婁振興局 4階 大会議室
新宮市	東牟婁振興局 3階 大会議室
紀の川市	那賀振興局 3階 大会議室
岩出市	那賀振興局 3階 大会議室
伊都郡	伊都振興局 3階 大会議室
有田郡	有田振興局 3階 大会議室
日高郡	日高振興局 別館2階 大会議室
西牟婁郡	西牟婁振興局 4階 大会議室
東牟婁郡	東牟婁振興局 3階 大会議室

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年和歌山県条例第24号）第2条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

- 紙面 おおむね縦11.0センチメートル、横24.5センチメートルとする。
- 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第36号

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年和歌山県条例第24号）第4条第2項の規定により、選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成19年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

**和歌山県選挙管理委員会告示第37号**

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、選挙運動のために使用する文書図画で公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条（文書図画の掲示）、第144条（ポスターの数）若しくは第145条（ポスターの掲示箇所等）の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第143条の2（文書図画の撤去義務）の規定に違反して撤去しないもの、選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で同法第146条（文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限）の規定に該当するものがあるとき、又は政治活動のために使用する文書図画で同法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第201条の11（政治活動の態様）

第10項及び同法第201条の14（選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去）第1項の規定に違反して撤去しないものがあるときは、その責任者において速やかに撤去しなければならない。

平成19年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

**和歌山県選挙管理委員会告示第38号**

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成19年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

選挙区	場所	日 時
和歌山市	和歌山県庁	平成19年4月10日午後11時
海南市・海草郡	海南市役所	平成19年4月10日午後10時
橋本市	伊都振興局	平成19年4月10日午後11時
有田市	有田振興局	平成19年4月10日午後11時
御坊市	日高振興局	平成19年4月10日午後11時
田辺市	西牟婁振興局	平成19年4月10日午後11時
新宮市	東牟婁振興局	平成19年4月10日午後11時
紀の川市	那賀振興局	平成19年4月10日午後10時
岩出市	那賀振興局	平成19年4月10日午後11時
伊都郡	伊都振興局	平成19年4月10日午後10時
有田郡	有田振興局	平成19年4月10日午後10時
日高郡	日高振興局	平成19年4月10日午後10時
西牟婁郡	西牟婁振興局	平成19年4月10日午後10時
東牟婁郡	東牟婁振興局	平成19年4月10日午後10時

**和歌山県選挙管理委員会告示第39号**

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、選挙運動に関し候補者1人について支出することのできる金額の制限額は、次のとおりである。

平成19年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

和歌山市選挙区	5,531,400円
海南市・海草郡選挙区	5,548,300円
橋本市選挙区	6,221,300円
有田市選挙区	6,116,400円
御坊市選挙区	5,689,300円
田辺市選挙区	5,325,600円
新宮市選挙区	5,051,500円
紀の川市選挙区	5,466,700円
岩出市選挙区	5,528,800円
伊都郡選挙区	4,946,400円

有田郡選挙区	5,060,000円
日高郡選挙区	5,227,200円
西牟婁郡選挙区	5,433,500円
東牟婁郡選挙区	5,543,800円

**和歌山県選挙管理委員会告示第40号**

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙の次の選挙区においては、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない。

平成19年3月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

和歌山市選挙区
橋本市選挙区
有田市選挙区
御坊市選挙区
田辺市選挙区
新宮市選挙区

紀の川市選挙区

岩出市選挙区